

資 料 編

1	地方分権改革推進委員会の活動状況	1
2	地方分権改革推進委員会委員	7
3	地方分権改革推進委員会の勧告	8
4	地方分権改革の主な経緯	9
5	基本方針（抄）	10
6	連立政権樹立に当たっての政策合意（抄）	10
7	経済財政改革の基本方針2008（抄）・同2009（抄）	11
8	内閣総理大臣の談話（平成21年11月9日）	12
9	地域主権推進担当大臣談話（平成21年11月9日）	12
10	地方分権改革推進委員会関係法令	13
11	地方分権改革推進本部の設置について	18

地方分権改革推進委員会の活動状況

○委員会

回	月日	主 な 議 題
第 1 回	19/4/ 2	委員長互選、内閣総理大臣あいさつ、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）あいさつ、委員長あいさつ、運営規則の決定等
第 2 回	4/17	委員からの意見発表（猪瀬委員、増田委員長代理、横尾委員）
第 3 回	4/24	西尾勝氏（元地方分権推進委員会委員）との意見交換 水口弘一氏（元地方分権改革推進会議議長代理）との意見交換
第 4 回	4/26	委員からの意見発表（小早川委員、井伊委員、露木委員）
第 5 回	5/15	自由討議（論点整理案について）
第 6 回	5/24	「基本的な考え方」の素案についての討議
第 7 回	5/30	「基本的な考え方」についての討議（決定）
第 8 回	6/ 5	地方六団体との意見交換 委員による自由討議
第 9 回	6/15	夕張市に関する審議
第 10 回	6/27	総務省ヒアリング（行政関係）
第 11 回	7/ 5	総務省・財務省ヒアリング（税財政関係）
第 12 回	7/12	厚生労働省ヒアリング（介護保険制度関係、生活保護制度関係、医療制度及び医療保険制度関係）
第 13 回	7/19	国土交通省ヒアリング（都市計画関係、道路関係、河川関係） 農林水産省ヒアリング（農地、農業振興地域関係）
第 14 回	7/31	厚生労働省・文部科学省ヒアリング（児童福祉制度（保育関係）と幼児教育等関係、教職員の人事権等関係） 法制問題の検討状況について（小早川委員）
第 15 回	8/29	内閣府特命担当大臣（地方分権改革）あいさつ 全国知事会地方分権推進特別委員会分野別プロジェクトチーム担当知事との意見交換（環境分野、まちづくり分野、災害その他分野）
第 16 回	9/ 4	内閣府副大臣あいさつ、内閣府大臣政務官あいさつ 全国知事会地方分権推進特別委員会委員長及び分野別プロジェクトチーム担当知事等との意見交換（産業分野、教育分野、福祉分野）
第 17 回	9/13	全国市長会との意見交換 全国町村会との意見交換
第 18 回	9/18	片山善博氏（慶應義塾大学大学院教授）との意見交換 環境省ヒアリング（環境関係）
第 19 回	9/20	経済産業省ヒアリング（産業関係） 内閣府（防災担当）・総務省消防庁ヒアリング（防災関係）
第 20 回	9/27	厚生労働省ヒアリング（労働関係） 国土交通省ヒアリング（交通・観光関係）

第21回	10/ 3	厚生労働省・文部科学省ヒアリング（児童福祉（保育）・幼児教育等、教育） くらしづくり関係の論点整理について（井伊委員）
第22回	10/10	国土交通省ヒアリング（道路関係、河川関係） まちづくり関係の論点整理について（猪瀬委員）
第23回	10/15	石原慎太郎東京都知事との意見交換 国土交通省ヒアリング（都市計画関係、公営住宅関係） 農林水産省ヒアリング（農地、農業振興地域制度、その他農業分野関係）
第24回	10/23	厚生労働省ヒアリング（社会保障分野）
第25回	10/31	総務省・財務省ヒアリング（税財政関係） 法制問題の検討状況について（小早川委員）
第26回	11/ 2	全国知事会長との意見交換 地域集落対策についてのヒアリング 内閣府特命担当大臣（地方分権改革）あいさつ 「中間的な取りまとめ」に向けた討議（構成案）
第27回	11/ 8	「中間的な取りまとめ」に向けた討議（素案）
第28回	11/13	「中間的な取りまとめ」に向けた討議（原案）
第29回	11/16	「中間的な取りまとめ」に向けた討議（決定）
第30回	11/28	総務省ヒアリング（国庫補助負担金） 都道府県から市町村への権限移譲に関する意見交換
第31回	12/ 5	経済同友会・日本商工会議所との意見交換
第32回	20/1/23	政府部内改革担当部局の地方分権に関する取組についてのヒアリング （独立行政法人改革、公共サービス改革（市場化テスト）、規制改革）
第33回	1/30	経済産業省ヒアリング（経済産業局）
第34回	2/ 6	国土交通省ヒアリング（地方整備局（砂防、都市公園、港湾、建設業・不動産関係）） 法務省ヒアリング（法務局及び地方法務局）
第35回	2/20	農林水産省ヒアリング（国の出先機関関係（地方農政局、森林管理局、漁業調整事務所）、森林・林業対策関係）
第36回	2/28	国土交通省ヒアリング（北海道開発局） 厚生労働省ヒアリング（地方厚生局） 国の出先機関の見直しに係る提言（全国知事会等）
第37回	3/ 5	国土交通省ヒアリング（地方運輸局）
第38回	3/18	日本経済団体連合会・全国知事会との意見交換
第39回	3/27	総務省ヒアリング（総合通信局） 厚生労働省ヒアリング（中央労働委員会地方事務所） 内閣府ヒアリング（沖縄総合事務局）
第40回	4/ 2	厚生労働省ヒアリング（都道府県労働局） 環境省ヒアリング（地方環境事務所） 国土交通省ヒアリング（地方航空局）
第41回	4/ 8	国土交通省ヒアリング（地方整備局（道路・河川関係））
第42回	4/17	文部科学省・厚生労働省との公開討議

第43回	4/23	農林水産省との公開討議 都道府県から市町村への権限移譲について
第44回	4/25	環境省との公開討議 文部科学省との公開討議
第45回	5/ 1	国土交通省との公開討議 消費者行政一元化の検討状況について
第46回	5/ 9	厚生労働省との公開討議 第1次勧告の素案について
第47回	5/15	第1次勧告に向けた討議
第48回	5/22	国土交通省からの報告（道路・河川関係） 第1次勧告に向けた討議
第49回	5/28	第1次勧告に向けた討議（決定）
第50回	6/26	地方分権改革推進要綱（第1次）について（内閣府） 国の出先機関の見直しに係る当面の審議について
第51回	7/ 3	地方自治体の広域連携について（松本英昭地方公務員共済組合連合会理事長） 定住自立圏構想について（総務省）
第52回	7/11	国土交通省ヒアリング（北海道開発局関連） 国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた委員間討議
第53回	7/17	農林水産省ヒアリング（地方農政局関連） 国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた委員間討議
第54回	7/25	全国知事会との意見交換 国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた委員間討議
第55回	8/ 1	国の出先機関の見直しの「中間報告」に向けた委員間討議
第56回	9/ 1	関西広域機構ヒアリング（関西広域連合設立に向けた取組） 総務省ヒアリング（公務員の配置転換や移行等）
第57回	9/16	国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解について 道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見についての討議（決定） 農林水産省ヒアリング（非食用の事故米穀の不正規流通の問題）
第58回	9/22	義務付け・枠付けに係る「メルクマール該当性についての委員会としての考え方」（案）について
第59回	9/30	国の出先機関の主要な事務・権限に関する公開討議（地方整備局、地方運輸局）
第60回	10/ 1	国の出先機関の主要な事務・権限に関する公開討議（地方農政局）
第61回	10/ 8	国の出先機関の主要な事務・権限に関する公開討議（経済産業局、都道府県労働局）
第62回	10/21	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（文部科学省、環境省）
第63回	10/30	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（厚生労働省） 道路特定財源に係る総理発言等について（意見交換）
第64回	11/ 4	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（農林水産省） 直轄国道の移管と出先機関の見直しについて

第65回	11/11	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（国土交通省） 地方制度調査会小委員会林小委員長・総務省ヒアリング（自治制度の見直し）	
第66回	11/19	義務付け・枠付けの見直しに関する委員報告について（小早川委員） 第1次勧告のフォローアップについて	
第67回	11/26	全国知事会ヒアリング（道路・河川の移管に関する協議の状況） 第2次勧告に向けた討議 （義務付け・枠付けの見直し関係（勧告素案）、国の出先機関の見直し関係）	
第68回	12/ 2	国土交通省ヒアリング（道路・河川の移管に関する協議の状況） 第2次勧告に向けた討議 （義務付け・枠付けの見直し関係（勧告案）、国の出先機関の見直し関係）	
第69回	12/ 8	第2次勧告に向けた討議（決定）	
第70回	12/16	第2次勧告提出後の動向について	
第71回	21/1/14	今後の審議の進め方について	※
第72回	1/27	税財政に関するヒアリング （大田弘子政策研究大学院大学教授、小幡純子上智大学教授） 委員間討議（税財政）	※
第73回	2/ 4	税財政に関するヒアリング（内閣府、小西砂千夫関西学院大学教授、富田俊基中央大学教授） 委員間討議（税財政）	※
第74回	2/13	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング （農林水産省、厚生労働省、文部科学省関係）	
第75回	2/18	地方自治体における行政体制の整備について 行政改革推進本部事務局・厚生労働省ヒアリング （独立行政法人雇用・能力開発機構） 厚生労働省ヒアリング （都道府県労働局・ハローワークで行われている地方自治体と協働した取組）	
第76回	2/25	税財政に関するヒアリング（神野直彦東京大学教授、田近栄治一橋大学教授） 義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（国土交通省関係）	※
第77回	3/ 4	国の出先機関に係る「工程表」の策定について（内閣府） 税財政に関するヒアリング（総務省、財務省） 第1次勧告のフォローアップに関するヒアリング （文部科学省、農林水産省）	※
第78回	3/25	直轄事業負担金に関するヒアリング（泉田裕彦新潟県知事） 出先機関改革に係る工程表について（内閣府） 第1次勧告のフォローアップに関するヒアリング （文部科学省、厚生労働省） 義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（厚生労働省）	※
第79回	3/26	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング（国土交通省） 直轄事業負担金に関するヒアリング（橋下徹大阪府知事）	※
第80回	4/ 2	直轄事業負担金に関するヒアリング （村井仁長野県知事、木下敏之行政経営研究所代表） 国土交通省ヒアリング（直轄事業負担金、第1次勧告のフォローアップ等）	※
第81回	4/15	義務付け・枠付けの見直しに関するヒアリング （文部科学省、農林水産省、国土交通省）	

第82回	4/24	国直轄事業負担金に関する意見について（決定） 国土交通省ヒアリング（出先機関改革に対応した合同庁舎の整備方針）	※
第83回	5/14	税財政について	※
第84回	5/20	税財政に関するヒアリング（土居丈朗慶應義塾大学教授） 行政委員会に関するヒアリング（総務省）	※
第85回	5/28	小早川委員ワーキンググループ報告（義務付け・枠付けの見直し）	
第86回	6/5	直轄事業負担金問題等について 義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告についての討議（決定） 税財政に関するヒアリング（林正壽早稲田大学教授）	※
第87回	6/17	国土交通省ヒアリング（直轄事業負担金及び国の出先機関の合同庁舎の建設） 税財政に関するヒアリング（森田朗東京大学教授）	※
第88回	6/30	地方制度調査会に関するヒアリング（総務省） 税財政の論点整理について（委員間討議）	※
第89回	7/16	行政委員会に関するヒアリング（文部科学省） 税財政の論点整理について（委員間討議）	※
第90回	7/21	財務会計に関するヒアリング（総務省） 行政委員会に関するヒアリング（農林水産省） 農林水産省ヒアリング（食糧部関連）	
第91回	7/28	国土交通省ヒアリング（北海道開発局関連、道路局及び河川局関連） 税財政の論点整理について（委員間討議）	※
第92回	8/7	税財政の論点整理について（委員間討議）	※
第93回	8/17	税財政の論点整理について（委員間討議）	※
第94回	8/25	地方六団体からの意見表明と意見交換	※
第95回	9/7	小早川委員ワーキンググループ報告（義務付け・枠付けの見直し関係） 国と地方の協議の場及び地方自治関係法制について（委員間討議）	
第96回	9/24	第3次勧告に向けた討議（義務付け・枠付けの見直し関係）	
第97回	10/7	第3次勧告に向けた討議（決定）	
第98回	11/9	第4次勧告に向けた討議（決定）	※

（注）欄外の※は、本年1月以降、税財政に関する審議を行った委員会を示すもの

○地方分権懇談会等

月日	会議名等
19/6/7	地方分権懇談会 in 南幌
6/11	地方分権懇談会 in 名古屋
6/21	地方分権懇談会 in 長岡
7/3	地方分権懇談会 in 久留米
7/4	地方分権懇談会 in 広島
7/24	地方分権懇談会 in 松山
7/25	地方分権懇談会 in 池田、全国知事会との懇談
20/10/9	地方分権懇談会 in 沖縄

○地方視察

月日	視 察 先 等
20/7/10	<さいたま> ・ 関東地方整備局、関東農政局視察 ・ 埼玉県との意見交換
9/ 8	<仙台> ・ 東北地方厚生局、東北経済産業局視察 ・ 地元経済界との意見交換
10/ 9 ~10/10	<沖縄> ・ 沖縄総合事務局視察 ・ 地方分権懇談会 in 沖縄 ・ 沖縄県との意見交換

○シンポジウム等

月日	会 議 名 等
20/2/11	地方分権セミナー@エルムの杜
4/22	どないすんねん!?-地方分権シンポジウム@関西

地方分権改革推進委員会委員

(敬称略)

委員長 丹羽 宇一郎 伊藤忠商事株式会社取締役会長

委員長代理 西尾 勝 財団法人東京市政調査会理事長

委員 井伊 雅子 一橋大学国際・公共政策大学院教授

猪瀬 直樹 作家・東京都副知事

小早川 光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

露木 順一 神奈川県開成町長

横尾 俊彦 佐賀県多久市長

(注1) 委員の発令は平成19年4月1日。ただし、西尾委員の発令は19年11月26日(委員長代理への指名は20年4月8日)

(注2) 増田寛也委員(平成19年4月1日発令。委員長代理への指名は4月2日)は、平成19年8月31日付けで委員を辞職

(注3) 地方分権改革推進委員会令(平成19年政令第102号)第1条に基づく専門委員(担当は出先機関の見直しに関する調査)として、平成21年11月9日現在、松田隆利(国家公務員制度改革推進本部事務局次長)がいる。

地方分権改革推進委員会の勧告

< 地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号） >

- 地方分権改革推進委員会は、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告する。
- 政府は、地方分権改革推進計画を作成しなければならない。内閣総理大臣は、計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

第 1 次勧告（平 20. 5. 28）

- 重点行政分野の見直し（道路・河川の都道府県への移譲など 37 項目）
- （都道府県から）基礎自治体への権限移譲（64 法律 359 事務を主に市へ移譲）
⇒ 「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」（平 20. 6. 20 地方分権改革推進本部）

第 2 次勧告（平 20. 12. 8）

- 出先機関改革（8 府省 15 系統について、事務・権限の見直し、組織の改革等）
⇒ 「出先機関改革に係る工程表」（平 21. 3. 24 地方分権改革推進本部）
- 義務付け・枠付けの見直し
 - ・ 関連条項約 1 万の洗い出しと、見直すべき対象約 4,000 条項につき見直し方針を提示

第 3 次勧告（平 21. 10. 7）

- 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
 - ・ 3 つの重点事項（約 900 条項）について具体的に講ずべき措置を提示
- 地方自治関係法制の見直し
 - ・ 教育委員会と農業委員会の設置の選択制、自治体の財務会計制度の透明化
- 国と地方の協議の場の法制化

第 4 次勧告（平 21. 11. 9）

- 地方税財政
 - （関連して、「道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見」（平 20. 9. 16）、「国直轄事業負担金に関する意見」（平 21. 4. 24））

地方分権改革の主な経緯(19. 4～)

H19. 4. 1	地方分権改革推進委員会発足
H19. 5. 30	「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方 - 地方が主役の国づくり -」
H19. 6. 11	⇒ 第1回地方分権改革推進本部
H19. 6. 19	「経済財政改革の基本方針 2007」閣議決定
H19. 11. 16	「中間的な取りまとめ」
H19. 11. 30	⇒ 第2回地方分権改革推進本部
H20. 4. 15	第3回地方分権改革推進本部(大臣協議開始)
H20. 5. 28	「第1次勧告 ～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」
H20. 6. 20	⇒ 第4回地方分権改革推進本部 (「地方分権改革推進要綱(第1次)」を決定)
H20. 6. 27	「経済財政改革の基本方針 2008」閣議決定
H20. 8. 1	「国の出先機関の見直しに関する中間報告」
H20. 8. 5	⇒ 第5回地方分権改革推進本部
H20. 9. 16	「道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見」
H20. 12. 8	「第2次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」
H20. 12. 9	⇒ 総理決断(於:閣僚懇談会)
H21. 3. 24	⇒ 第6回地方分権改革推進本部 (「出先機関改革に係る工程表」を決定)
H21. 4. 24	「国直轄事業負担金に関する意見」
H21. 6. 5	「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」
H21. 6. 12	⇒ 第7回地方分権改革推進本部
H21. 6. 23	「経済財政改革の基本方針 2009」閣議決定
H21. 10. 7	「第3次勧告 ～自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ～」
H21. 11. 9	「第4次勧告 ～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ～」

(注)網掛けの箇所は、地方分権改革推進委員会において取りまとめたもの

基本方針（抄）

平成21年9月16日閣議決定

二 今日の日を、日本が明治以来続けてきた政治と行政のシステムを転換する、歴史的な第一歩にしなければ、この内閣の意味はありません。

そのために、この鳩山内閣は、「本当の国民主権の実現」、「内容のともなった地域主権」を政策の二つの大きな柱として、新たな国づくりに向けて、動き出したいと思えます。

わが国は、今日から、利権政治と、それを支えてきた官僚依存の政治システムからの脱却を目指します。国民主導により、国民一人ひとりが豊かさを実感できる政策を行う本当の意味での「国民主権」の国家へと転換していきます。

また、明治以来の中央集権体質から脱却し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う「地域主権」へと、この国のあり方を、大きく転換していきます。

七 同じく、私の主宰で行政刷新会議を開き、政府のすべての予算や事業を見直し、税金の無駄使いを徹底的に排除するとともに、地方にできることは地方にゆだね、真の地域主権国家を築くための改革を推進します。

国家公務員の天下りや渡りのあっせんについても、これを全面的に禁止し、国家公務員制度の抜本的な改革を進めます。これらの点については、行政刷新担当大臣の主導のもとで、地域主権の推進については、総務大臣の主導で調整を進めますので、この点も重ねて、閣僚各位の協力をお願いいたします。

十一 第二に、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」への転換です。国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進めるなど、国と地方の関係を抜本的に転換します。それはまた、地域に住む住民の皆さんに、自らの暮らす町や村の未来に、自ら責任を持っていただくという住民主体の新しい発想を求めていく第一歩でもあります。

もちろん「地域主権」が、地方自治体の首を絞めるような結果になっては本末転倒です。活気に満ちた地域社会をつくるため、高速道路やガソリン税など、生活に直接かかる負担を軽減し、活力ある農山漁村を再生するなど、国が担うべき役割は、国が率先して実行します。郵政事業のあり方も、地域主権の観点から抜本的に見直します。

十四 今後、日本が目指すべきは、すべてを政府に依存する政府万能主義でも、格差を生み弱者を切り捨てながら、すべてを民間に委ねる市場原理主義でもありません。

国民生活を第一とする「国民主権」。

住民による行政を実現する「地域主権」。

そして、自立を目指す個人が、他者を尊重しながら互いに支え合う、「自立と共生」。

これら三つの理念を実現することにより、国、地方自治体、国民が、それぞれの役割を生き生きと果たしながら社会全体を構成していく。その姿こそ、目指すべき日本のあり方です。

十五 新たな国づくりは、決して誰かに与えられるものではありません。

国が予算を増やせば、すべての問題を解決できるというものでもありません。

国民一人ひとりが、「自立と共生」の理念を育み、発展させてこそ、社会の「絆」を再生し、人と人との信頼関係を取り戻すことができます。

私は、国、地方自治体、そして国民が一体となり、すべての人々が互いの存在をかけがえのない者と感じあえる、そんな「居場所と出番」を見いだすことのできる「友愛の社会」を実現すべく、その先頭に立って、全力で取り組んでまいります。

連立政権樹立に当たっての政策合意（抄）

2009年9月9日

7. 地域の活性化

○ 国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら、国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲する。

○ 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）（抄）

第 4 章 国民本位の行財政改革

1. 国民本位の行財政への転換

(1) 地方分権改革

【具体的手段】

(1) 地方分権改革の推進

「地方分権改革推進委員会」（以下、「同委員会」という。）の「第 1 次勧告」を受けた「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」に基づき取り組む。同委員会は、平成 20 年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。

これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成 21 年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

経済財政改革の基本方針 2009（平成 21 年 6 月 23 日閣議決定）（抄）

第 2 章 成長力の強化

4. 地域発の成長

活力と独自性のある地域づくりを進め、地域発の成長を実現する。

- ・地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方分権改革を着実に推進する。
- ・地方分権改革の推進とあいまって、「地方再生戦略」等に基づき、地域の人材力強化、地域力の創造等に取り組む。
- ・直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる。
- ・地方分権改革の推進を図った上で、「道州制基本法」（仮称）の制定に向けて、内閣に「検討機関」を設置する。

第 3 章 安心社会の実現

1. 生活安心保障の再構築

(3) 安心社会に向けての行政基盤の強化

- ・安心社会に向けた行政基盤を強化するため、国民への総合的なサービスの提供、閣僚主導にふさわしい規模、地方分権の徹底、官民挙げた人材の投入などの視点を踏まえ、現行の行政組織の見直し・再編へ向けた検討を行う。

内閣総理大臣の談話

平成21年11月9日

- 1 本日、地方分権改革推進委員会の最終勧告となる第4次勧告を丹羽委員長から頂いた。
- 2 第4次勧告は、地方税財政にかかわる広範な課題を取り上げている。今後、現政権が目指す地域主権を実現していく上で、御提言として参考とさせていただきたい。
- 3 平成19年の発足以降これまでの同委員会の活動と各委員の御尽力に、改めて深甚なる感謝を申し上げる。

地域主権推進担当大臣談話

平成21年11月9日

- 1 本日、地方分権改革推進委員会の最終勧告である第4次勧告が丹羽委員長から鳩山総理に提出された。平成19年4月の委員会発足以降、計4次にわたる勧告を取りまとめていただいたことに対し、同委員会の委員各位に心から感謝する。
- 2 国と地方自治体の関係を、上下主従の関係から対等・協力の関係へ改め、地域の実情にあった行政サービスを展開することができるよう、「地域主権」改革の実現を目指し、スピード感をもって取り組んでいく必要がある。
- 3 このため、地域主権政策を更に検討し、推進するための新しい体制をできるだけ速やかに立ち上げたい。これまでの地方分権改革推進委員会の蓄積を活かしつつ、今後は、この体制を中心として、現政権が目指す地域主権を実現していく上での課題の具現化を、政治主導で進めていきたい。

地方分権改革推進委員会関係法令

○ 地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現することの緊要性にかんがみ、旧地方分権推進法（平成七年法律第九十六号）等に基づいて行われた地方分権の推進の成果を踏まえ、地方分権改革（この法律の規定に基づいて行われる地方分権に関する改革をいう。以下同じ。）の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地方分権改革の推進に関する基本理念）

第二条 地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条に定める地方分権改革の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するために必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、国の地方分権改革の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

（国と地方公共団体との連絡等）

第四条 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡するとともに、地方分権改革の推進に関する国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

第二章 地方分権改革の推進に関する基本方針

（地方分権改革の推進に関する国の施策）

第五条 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、行政の各分野

において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条に規定する普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に規定する措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

（財政上の措置の在り方の検討）

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、前条第一項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。

（地方公共団体の行政体制の整備及び確立）

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権改革の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

- 2 国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

第三章 地方分権改革推進計画

第八条 政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権改革の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、地方分権改革推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、地方分権改革推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四章 地方分権改革推進委員会

（設置）

第九条 内閣府に、地方分権改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務等）

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に規定する地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとする。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、地方分権改革の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

る。

(組織)

第十一条 委員会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任命)

第十二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の罷免)

第十三条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

(委員の秘密保持義務)

第十四条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第十五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十二条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五十七号の二の次に次の一号を加える。

五十七の三 地方分権改革推進委員会委員

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第三項を次のように改める。

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）がその効力を有する間	同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。
地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）がその効力を有する間	一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第四条に次の一項を加える。

2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。

(この法律の失効)

第四条 この法律は、附則第一条の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

○ 地方分権改革推進委員会令（平成十九年政令第百二号）

（専門委員）

第一条 地方分権改革推進委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（議事）

第二条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局長）

第三条 事務局長は、非常勤とする。

（事務局次長）

第四条 委員会の事務局に、事務局次長三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（参事官）

第五条 委員会の事務局に、参事官三人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（雑則）

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、地方分権改革推進法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

地方分権改革推進本部の設置について

平成19年5月29日
閣議決定

1. 地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣に地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）

本部員 他のすべての国務大臣

（注）本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席する。

3. 本部長は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する本部構成員による審議の場を設けることができる。

4. 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。

5. 本部の庶務は、内閣府の助け及び関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

6. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

【開催実績】

- ① 第1回本部 [平成19年6月11日（月）]
丹羽委員長から委員会の「基本的な考え方」（5月30日）を説明
- ② 第2回本部 [平成19年11月30日（金）]
丹羽委員長から委員会の「中間的な取りまとめ」（11月16日）を説明
「中間的な取りまとめ」を最大限尊重し、各府省が委員会の求めに誠実に対応していくこと等の方針を確認
- ③ 第3回本部 [平成20年4月15日（火）]
丹羽委員長から委員会の「中間的な取りまとめ」に対する各府省の検討状況について報告
政府として地方分権改革の推進のための手順を確認
- ④ 第4回本部 [平成20年6月20日（金）]
「第1次勧告」（5月28日）についての政府の対処方針として「地方分権改革推進要綱（第1次）」を決定
- ⑤ 第5回本部 [平成20年8月5日（火）]
丹羽委員長から委員会の「国の出先機関の見直しに関する中間報告」（8月1日）を説明
- ⑥ 第6回本部 [平成21年3月24日（火）]
「第2次勧告」（平成20年12月8日）を踏まえ、政府として「出先機関改革に係る工程表」を決定
- ⑦ 第7回本部 [平成21年6月12日（金）]
丹羽委員長から委員会の「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」（6月5日）を説明政府として、委員会審議への協力や分権計画の策定等に向け作業を加速させること等を確認